

令和6年7月26日

金融庁企画市場局
市場課 御中

一般社団法人 信託協会

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する
政令等」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等」に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-5-3-1 (1)	「審査において、外部の有識者（過去 10 年以内に、当該審査を行う金融商品取引業者及びその親子法人等の役職員であった者を除く。）が関与することとなっている等、顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置がとられているか。」との点については、外部弁護士は、括弧書の要件を充足する限り、「外部の有識者」に該当し得ると考えて差し支えないか。